

# 講師謝礼支給規程

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会の研修会などにおいて講師等を勤めた場合の謝礼の支給について定めることを目的とする。

(謝礼の支給)

第2条 謝礼の支給は、その額全額を振込みにて、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき謝礼から控除すべき金額がある場合には、その本人に支払うべき謝礼の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、講師等が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

(謝礼の額)

第3条 謝礼の額は、別表1のとおり支給するものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、特別な事情がある場合は、理事会の決議をもって支給額を決めることができる。

(講師の旅費)

第4条 講師の旅費の算定は、旅費規程に準ずる。但し、日当は支給しない。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【別表 1】

区分	時間	金額
一般	60分以内	8,000円
	60分以降15分ごと (端数は繰上げ)	2,000円
医師、社労士等	60分以内	11,000円
	60分以降15分ごと (端数は繰上げ)	2,750円

※ ファシリテーターは上記の金額の半額とする。